

介護保険事業者における事故発生時の報告の取扱いについて

平成22年1月4日改定

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

次の事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

- ①指定介護保険事業者
- ②基準該当サービス事業者

2 報告の範囲

事業者は、次の（１）～（４）の場合、市へ報告を行う。

（１）サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

（ア）	「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。 また、在宅介護の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
（イ）	ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。
（ウ）	事業者側の過失の有無は問わない。 （利用者の自己過失によるケガであっても、（イ）に該当する場合は報告する）。
（エ）	利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、市へ報告する。
（オ）	利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ報告書を再提出すること。

（２）食中毒及び感染症等の発生

食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告する。

①感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類、2類、3類とする。 ただし、それら以外の感染症（※）や、疥癬の発生など利用者等に蔓延するおそれのある場合も、市へ報告する。 ※ 例：鳥インフルエンザ、レジオネラ症（4類）感染性胃腸炎（ノロウイルス）（5類）
②結核	サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、市へ報告する。 なお、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携・協力して対応すること。

（３）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報紛失、送迎時の交通事故など）について報告する。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の書式

別添ファイル「事故報告書」とする。

4 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、吉野川市介護保険課へ報告する。

住所	〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
電話	(0883) - 22 - 2264
FAX	(0883) - 22 - 2260

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、取り扱いについては十分注意すること。